



筑紫女学園大学リポジット

筑前秋月氏の文化的事跡と一族の活動

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 知裕, NAKAMURA, Tomohiroi メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1087

筑前秋月氏の文化的事跡と一族の活動

中
村
知
裕

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報

第三十二号 二〇二二年

筑前秋月氏の文化的事跡と一族の活動

中村 知裕

はじめに

戦国期はよく戦国大名と呼ばれる地域権力が割拠した時代として捉えられており、その下で、国人領主と呼ばれる在地領主層が軍事力として動員され、戦国大名の軍事活動を支える存在となつている。

国人領主は、一般的に鎌倉時代以来の地頭の系譜を引き、郡・荘・郷規模の支配権を有し、自律性の強い領域支配を展開した在地の領主とされるとともに、戦国期では戦国大名の影響下で活動するものとして捉えられている。しかし、黒田基樹氏が関東地方の国人領主を取り上げ、その存在を戦国大名と同等・同格のものとして評価した¹⁾。これ以降、関東地方の国人領主を各個に取り上げた研究が見られるようになり、多くの成果を蓄積している²⁾。

本稿で研究対象とする九州地域でも国人領主に関する業績は徐々に増えつつあるが³⁾、その大半は鎌倉期から九州征伐に至る系譜や大友・龍造寺・島津氏との関係を明らかにすることに終始している。こうした研究状況を踏まえて、今後は国人領主が自らの権力を確立する上で、内部の状況といかにして向き合ってきたのか、様々な視点から明

らかにする必要がある。そのためには、まず関係史料から、所領の宛行などを通じた一族・家臣団との関係性を見ることが大切である。ただ、平瀬直樹氏が神社の祭礼を素材として大内氏の領国支配を明らかにしており⁴⁾、川添昭二氏も宗祇などの連歌師が九州を往来する際、各地の領主層と交流しながら多くの連歌を残したことを指摘していることから⁵⁾、文化的側面からアプローチすることが可能であると思われる。

そこで、本稿では筑前南部を本拠とする秋月氏を取り上げて、文化的側面から、国人領主内部の状況を明らかにしていきたい。

秋月氏は鎌倉期より筑前南部を拠点に活動した国人領主で、戦国期の永祿・天正年間においては大友氏と激しい抗争を繰り広げたことで知られている。この秋月氏に関しては、近世の編纂物をもとに語られることが多かったが、有川宜博氏が一次史料をもとに鎌倉期から戦国期に至る秋月氏の大まかな動向を明らかにしており⁶⁾、岡寺良氏も考古学の視点から秋月氏領内における城郭の構成とその機能を明確にしている。これらの成果を踏まえて、筆者も近年、改めて鎌倉期から戦国期に至る秋月氏の系譜を九州の政治情勢の中に位置づけるととも

に、戦国期に大友氏と激しい抗争を繰り広げた秋月種実の発給文書の収集とその分析を行った⁸⁾。

これらの研究により、秋月氏の大まかな動向や大友・大内・龍造寺・島津氏といった戦国大名及び周辺領主層との関係性がある程度示されている。ただ、戦国期の秋月氏に関しては、有川氏が領内に大龍寺を建立したこと、そして大内氏が大宰府で主催した連歌会に参加した事例を紹介していることから⁹⁾、文化的側面から秋月氏内部の状況を考察することが可能であると思われる。その場合には、秋月氏による文化の受容がどのような状況のもので、かつ何を目的として進められたのか、当該期における九州の政治状況も踏まえて考察することが肝要である。

そこで、本稿では特に秋月氏による文化的活動に関する史料を検討しながら、こういった事情を背景に文化的活動を展開していたのか、当該期における秋月氏の内部状況を交えて考察していきたい。

一 秋月種朝と大龍寺

1 大龍寺関係史料の検討

本章ではまず秋月氏の文化的活動を明らかにする一環として、領内の寺社との関係を見出していきたい。有川氏が指摘したように、文明年間（一四六九～一四八七）に秋月種朝が大龍寺を建立したとされているが¹⁰⁾、この大龍寺に関しては、比較的多くの史料が残されている。

本稿ではまず次の二通の文書を見ていきたい¹¹⁾。

【史料1】

種月山大龍禪寺法度之事

- 一、東者自山神之上限宝満尾、南者自鳴渡之堂前城之平登、西者自砥石□光之山路登、北者主山峯三上者屈絶頂、
 - 一、四至方一ヶ之内殺生禁忌、同不可竹木□事、
 - 一、对寺領、不可有天役、課役、段銭事、
 - 一、对檀那、節々之仁儀礼停止事、
 - 一、对檀那、世務裁判不可文使事、
 - 一、对寺家、宿取狼藉不可權門入事、
 - 一、对寺家、地下之役人万端六借敷不可申事、
 - 一、子孫一家同被官等、他門知識不可弟子成事、
- 右、条々於末代不可違犯者也、依為後証之状如件、

寔文明十八年丙午十二月廿八日

開關檀那大藏朝臣中務大輔種朝（花押）

裏二左ノ二ツノ判有り、繼目ニ判ヲサレタルト見ユ

（花押）種時ノ判ニ見ユ （花押）種方ノ判ニ見ユ

【史料2】

奉寄進大龍禪寺

筑前州夜須郡西郷之内三浪莊次郎丸事、

右此地者、為普代相伝之本領令知行所也、然間奉進上当寺開山太白珽和尚、伏冀現世康安、寿算綿延、或饜過現未來之犯科、速為修般若種智、又者為報謝四恩、殊者為濟父母尊君之三毒五濁故、此地於末代再般不可帰仁者也、依為後証之状如件、

于時文明十八年丙午十二月廿八日

大藏朝臣中務大輔種朝（花押）

【史料1】は、秋月種朝が大龍寺のために定めた法度について記している。ここでは大龍寺の四至を定めるとともに、その寺内での殺生や竹木伐採を禁止すること、さらに寺領に対して「天役」・「課役」・「段錢」などといった諸課役の徴収を禁止することが定められている。また、【史料1】では「大龍禪寺」とあるように、大龍寺が禪宗寺院であることがわかるとともに、「開闢檀那大藏朝臣中務大輔種朝」とあることから、秋月種朝が当主の頃に檀那として大龍寺を建立したことが確認できる。

さらに【史料1】の後半部分では、「地下之役人万端六借敷不可申事」と記されている。ここでは「地下之役人」、すなわち、秋月氏家臣が大龍寺にむやみに介入しないことが定められている。そして、最後の条では「子孫一家同被官等、他門知識不可弟子成事」とあるように、種朝は秋月氏当主として一族・子孫及びその家来が他宗を信仰すべきでないことも定めている。この内容を踏まえると、種朝は大龍寺に対する法度の制定を通じて、秋月氏一族とその家臣団の活動に規制を加えようとしていることがうかがえる。

一方、【史料2】は、【史料1】と同じ文明一八年（一四八六）に発給されたもので、種朝が自身の所領を大龍寺に寄進したものである。これによると、寄進した「夜須郡西郷之内三浪莊次郎丸」は、「普代相伝之本領」とあるように、種朝は夜須郡西郷内三浪莊内にある秋月氏代々相伝の所領を大龍寺に寄進していることがわかる。ここから秋

月氏は夜須郡内に所領を有していたことがうかがえるが、【史料2】と同年に種朝が「上座郡内四町園島地二町」とあるように、上座郡内の所領を大龍寺に寄進していることを示す文書が見られる¹²。この地も「普代相伝之本領」と記していることから、当時の秋月氏の所領は夜須郡・上座郡に及んでいたことになる。

その後、永正七年（一五一〇）、種朝の子で秋月氏の家督を継承した種時は大龍寺領を安堵しているが、この文書には次のように記されているので見ていきたい¹³。

【史料3】

筑前州夜須郡西郷之内三浪莊内四町、下座郡之内阿弥陀寺領五町五反、合九町五反事、

右、此地之事者、故中務大輔種朝奉進上大龍寺開山太白斑和尚所也、然上者、為種朝不可有寄進相違之状如件

永正七年庚午

三月廿二日

大藏朝臣種時（花押）

この文書では、まず【史料2】に記された「夜須郡西郷之内三浪莊」を大龍寺が安堵されていることがわかる。そして、「下座郡之内阿弥陀寺領五町五反」とあるように、下座郡内の所領を安堵したことも確認できる。さらにこの文書では、「故中務大輔種朝奉進上」と記しているように、下座郡内の地を種朝が寄進したこともうかがえる。このことから、文書自体は残されていないものの、【史料2】と同じ文明年間において、種朝は夜須郡・上座郡のみならず、下座郡の所領も大龍寺に寄進していたことがわかる。

以上のように、【史料1・2・3】から、秋月種朝は法度を定め、寺領を寄進・安堵するかたちで建立した大龍寺を保護している。同時に種朝は大龍寺の保護を名目に、一族と家臣団の活動に規制を加えていることがわかる。また、【史料1・2・3】の内容を踏まえると、種朝が筑前南部に位置する夜須・上座・下座三郡の所領を寄進している形跡が見られることから、種朝は三郡に及ぶ所領を有する領主であることを示そうとしていたと推測することもできる。

2 大龍寺と秋月領内の寺院

前節で見た大龍寺の建立とその保護は、種朝が領内を支配する上でどういった意味をもっていたのであろうか。これに関して、種朝は【史料1・2】が発給された頃、次のような文書を発給しているので検討していきたい¹⁴。

【史料4】

西郷之内三浪莊法福寺之事、

右此寺者、径山太山禪師為建立道場、奉安置円通大士所也、其後年尚、及寺宇廢壞、然間去長祿之比、故雲龍院殿奉進上玉崗大和尚、欲修現当二世之善因、中間国家蜂起、兵革烟塵塞路則閉門、又自文明庚子年、奉進上大龍当住珽和尚、伏冀觀音薩埵呂三十三身之応化、速開二十五之慈眼、随而寺内四至堺内当知行無相違、於後世大龍寺可為末寺之状如件、

実文明十八年丙午十二月廿八日

大藏朝臣中務大輔種朝（花押）

この文書は、夜須郡の三浪莊内にある法福寺を大龍寺の末寺に定めただものである。これによると、この法福寺は「径山太山禪師」という禅僧の道場として建立されたものであったが、寺運が衰退したため、長祿年間（一四六七～一四七〇）に、雲龍院殿（種朝の父秋月種照カ）が「玉崗大和尚」を擁して、その復旧を図った。しかし、後述する混乱が生じたため、法福寺の復旧も頓挫して閉門になってしまったとある。その後、種朝は「文明庚子年」、すなわち文明二年（一四八〇）より大龍寺の開山として【史料2】にも登場する「太白珽和尚」を擁して、法福寺を復旧させるため、四至堺を定め、寺域を明確にして知行を安堵するとともに、大龍寺の末寺にするというものである。

この【史料4】では、「中間国家蜂起、兵革烟塵塞路則閉門」という記述が見える。この場合の「国家」は、室町幕府など、当時、日本国内を支配する国家権力ではなく、おそらく秋月氏が拠点とする筑前国内を指すものと思われる。すなわち、筑前守護である大内氏に対する蜂起により筑前国内が戦争状態となり、これにより法福寺が閉門してしまったと解釈してよい。大龍寺が建立された頃、文明年間の九州は、京都における応仁・文明年の乱に伴う混乱が生じていた。秋月氏が本拠とする筑前は、大内氏の領国であったものの、大内政弘と敵対関係にある細川勝元が、政弘の一族である大内教幸を味方に引き入れて大内氏領国を混乱させている。また、勝元は秋月氏をはじめとする筑前の国人領主層にも蜂起を促しており、秋月氏は大内氏と敵対する動きを見せている¹⁵。この状況が秋月氏の領内にも波及して、法福寺も閉門になったと推測される。

その後、京都から帰還した大内政弘は文明一〇年（一四七八）に筑前に出兵すると、それ以後、秋月氏は一貫して大内氏に従う領主として活動するようになる¹⁶。こうした大内氏への従属を背景に、種朝は大龍寺を建立するとともに、領内における寺院の復旧を行うことができたと考えてよい。すなわち、秋月種朝による大龍寺の建立とその保護は、大内氏の庇護の下で、領内寺院の復旧と再編成を目的とするものであった可能性が見出せるであろう。

しかし、秋月氏が保護した対象がなぜ禅宗寺院であるのか、この問題については、次章で考察していきたい。

二 秋月種朝と禅僧の交流

1 秋月種朝による漢詩の創作

本章では、秋月氏が禅宗寺院である大龍寺を保護した理由を探るため、主として秋月氏と禅宗との関係を見出していきたい。

江戸中期の本草学者である貝原益軒が編纂した『筑前国統風土記』には、嘉麻郡にある曹洞宗寺院である「永泉寺」に関する記述がある¹⁷。

これによると、永泉寺は周防国佐波郡鳴滝村の泰雲寺に属する寺院であり、室町期の文安五年（一四四八）に禅僧玉岡慶琳を開山として、筑前嘉麻郡上臼井（現在の嘉麻市）に建立されたとしている。また、この永泉寺は秋月氏代々の菩提寺であるとともに、その先祖の墓と位牌があり、秋月長治という人物が、永泉寺に寺領を寄付したと記されている。

ここでは、永泉寺と秋月氏との関係が記されているが、この記事はあくまで近世の記録であり、その内容を裏付ける一次史料は存在しない。そのため、この記事の真偽を確認することは難しい。ただ、ここに見える玉岡慶琳は、曹洞宗の僧侶で各地を遍歴して、周防国關雲寺で修業した後、故郷の薩摩に帰国する途次に筑前で永泉寺を建立したことが指摘されている¹⁸。また、前章で見た【史料4】でも「故雲龍院殿奉進上玉岡大和尚」の名が見えることから、実在の人物であり、かつ筑前で活動していたことは確かである。

そうなると、秋月氏は禅僧と何らかのつながりがあった可能性がでてくるであろう。そのことをより明確化しているために、禅宗関係の史料を探っていくと、次のような記事を見出すことができたので検討していきたい¹⁹。

【史料5】

和肥後秋月種朝居士饒清源翁句^{（季材明哲）}

文武名高仁政余、併昔日両相如、三軍喜氣朱門雪、夜説蟠胸幾
卷書

松琴斎訖為秋月種朝公賦

古曲寥寥失旧伝、刺船去欲問成連、風松声度昼欄月、喚起山童
張夜絃

丙申之歲、清源老人、癸卯之後州、館于帝城、旬月之間、

蒙承天・慧日両刹釣帖、可謂榮遇矣、竊聞肥之為国也、
有文有武、民知礼節、実邦君仁化所覃也、隈部公習武之
暇、尤嗜文雅、（後略）

これは、臨濟一山派の禪僧である天隱龍澤²⁰が戦国期に記した詩集『黙雲藁』の一部を示したものである。右に挙げた記事には年代が記されていないが、後半部分に「丙申之歳、清源老人、発肥之後州、館于帝城」という記述がある。ここにある「丙申之歳」は、文明八年（一四七六）を指しており、この年に清源老人（季材明育）が肥後を發して京都に向かったとあることから、この記事は文明八年における季材明育の活動について記したものであると判断してよい。

ここでは、季材明育が種朝を「文武名高仁政余、併昔日兩相如」と評価しているように、文武両道であるとともに、中国の戦国時代に文武知勇の武将として活躍した蘭相如と、前漢時代に武帝のもとで官僚及び文章家として活躍した司馬相如に匹敵する人物であるとす漢詩を詠んでいることがわかる。これに対して、種朝も中国の弦楽器として知られる「松琴斎」を称える漢詩を残している。

種朝は【史料5】のみならず、文明年間に島津忠昌に招聘されて薩摩に赴き、儒学を講義したことで知られる桂庵玄樹にも漢詩を披露している。その様子は、桂庵が記した七言絶句集である『島隱集』に記されている。これによると、文明八年、桂庵は薩摩に向かう途中に筑前に立ち寄っているが、その際、種朝は「和秋月種朝題靈元寺詩」とあるように、中国に存在するのであるう靈元寺を題材とした漢詩を詠んで、桂庵に出会ったことの喜びを示している²¹。

以上のように、秋月種朝は漢詩を披露するかたちで、季材明育や桂庵玄樹など、文明年間に九州を往来した禪僧との関わりを有していることがわかる。

2 漢詩創作の背景

前節では、種朝が漢詩を禪僧に披露した事例を示したが、種朝はいかにして漢詩を詠む能力を身につけていたのであろうか。

この問題に関しては、種朝の活動からその形跡を明確にする史料は見られない。ただし、『黙雲藁』と『島隱集』を読み進めていくと、この問題を解明する糸口をいくつか見出すことができる。

例えば、『黙雲藁』の場合、九州を遍歴する季材明育が種朝に限定することなく、肥後の隈部氏をはじめとする九州各地の領主層と漢詩を通じて交流している。また、『島隱集』の場合では、桂庵玄樹が薩摩島津氏や肥後の隈部忠直と交流したほか、九州各地に在住する禪僧や富裕層など様々な身分の人々が漢詩を披露していた様子が随所に記されている²²。

以上の内容を踏まえると、当時の九州には種朝以外にも漢詩を詠むことのできる領主層が存在し、かつ、その範囲は地方の禪僧・富裕層にも及んでいたことがうかがえる。そうになると、具体的な記述は見られないものの、種朝は季材明育や桂庵玄樹以外にも九州に在住する禪僧や富裕層を通じて、漢詩の教養を積んでいたと推測される²³。同時に文明年間の九州は、桂庵玄樹や季材明育などの禪僧が九州各地を移動する状況にあったことが指摘できる。

室町・戦国期における禪僧の活動について、伊藤幸司氏は臨濟宗の禪僧が大内氏などの守護大名と関わりながら、寺派の勢力を拡大していくとともに、朝鮮半島や中国など東アジア地域との交渉に関わっていたことを明らかにしている²⁴。加えて、これまで見た事例を踏まえ

ると、禅僧の活動は大内氏など大名クラスに限定することなく、九州各地に割拠する国人領主なども対象とするものであったと考えられる。こうした禅僧との関わりを持つ上で、漢詩の素養は不可欠なものであったと推測される。

しかも、種朝の漢詩を収録した『默雲藁』と『鳥隱集』の記事が、いずれも大龍寺の存在が明確化する文明一八年以前のものであった。このことから、漢詩を通じた禅僧との関わりが秋月領内に禅宗寺院である大龍寺を建立する前提になったと考えることもできる。

以上の内容を踏まえると、九州の国人領主による文化受容については、今後、見直しを進める必要性があると筆者は考えている。

これまでの研究では、主として九州を往来する連歌師と戦国大名及び国人領主との関わりが着目されてきた。特に、川添昭二氏は、九州における連歌師の活動を示す史料が見られるのは応仁・文明の乱以降で、一六世紀の永正年間に増加すると指摘している²⁶。しかし、本稿の考察から、連歌師の活動が見られ始める文明年間に、禅僧と国人領主をはじめとする人々との交流に関する史料の存在を確認することができる。このことから、戦国期九州における連歌師活動の前提には、禅僧の存在とその活動があった可能性が生じてくる。

そうなると、今後は連歌のみならず、禅宗との関わり、そして漢詩という文化的素養についても深く追求しなければならない。この問題に関しては、秋月氏以外にも多くの事例を博索していく必要があると思う。

三 文明年間の秋月氏と領域支配の状況

1 文明年間における秋月氏一族の活動

本稿ではこれまで種朝が領内に大龍寺を建立し、禅僧に漢詩を詠んで評価を得るなど文化的活動の事例を示してきた。こうした活動をなぜ種朝は進める必要があったのであろうか、本稿はその背景を秋月氏内部の状況に求めていこう。

この問題を考える上では、【史料1】の「子孫一家同被官等、他門知識不可弟子成事」という記述が参考になる。この記述は第一章でも触れたように、種朝が秋月氏当主として子孫一家と家来も他宗を信仰しないことを定めたものである。すなわち、種朝は大龍寺の保護を通じて一族・家臣の信仰を結集させようとしていたのである。その条項の裏側にはどういった事情が作用していたのであろうか。秋月種朝とその周辺的狀況を様々な史料から確認していく必要がある。

これに関しては、まず大内氏の右筆である相良正任が記した「正任記」を見ていきたい。この「正任記」では既に有川宜博氏が指摘するように、種朝が博多に在陣する大内政弘の命令を受けて、嘉麻郡の領主である千手道畔とともに、肥前千葉氏の内紛を収めるべく小城郡に出陣していたことを記しているが²⁶、種朝以外の一族の活動を見出すことができる。例えば、「正任記」文明一〇年（一四七八）一〇月九・一三日条には次のような記事が見える。

【史料6】

A 九日、一、秋月小太郎種献古今集一部一巻、為世卿筆云々、

御祝着之由被遣御書了、

B 十三日、一、去夏頃、以秋月小太郎弘種依懇望、今度九月十

六日以後 降参人武藤小御門雅楽助頼郷・若江中務丞為

家・内野治部小輔盛理・用丸大炊助種世等初而御対面

也、

この二つの史料は、いずれも有川氏によって既に紹介されている。

まず **A** について、有川氏は秋月弘種が二条為世の筆写した古今集の写

本を献上したとしている。また **B** については、武藤助郷・若江為家な

どから大内氏へ降参の申し入れがあり、弘種が仲介役となって大内政

弘に対面したというものである。

この【史料6】から、有川氏は史料に見える弘種が種朝の父種照の

子息兄弟であるとした上で、種朝より早くから大内政弘に従つてお

り、応仁・文明の乱の際には政弘に従つて上洛していたと指摘してい

るのである²⁷。

また、【史料6】からは、弘種が古今集を政弘に献上していること、

そして降参人の取次をしていることから、当時の弘種は政弘の側近と

もいふべき地位にあったと考えてよい。

以上のことから、秋月弘種は大内政弘との間に独自に主従関係を形

成するとともに、種朝とは全く別行動をする存在として位置づけるこ

とができる。

【史料6】で明らかにしたことを踏まえると、『秋月家譜』など近

世の記録では、文明年間における秋月氏の当主を種朝としているもの

の、その実質的地位についてはどういったものであったのか、確認す

る必要が生じる。

この点について、文明年間の秋月氏に関しては、次のような史料も

存在するので見ていきたい²⁸。

【史料7】

文明十年戊戌三月建立棟書之写

大日本国西海道筑前上座岩屋社壇一字事、天地長久、祝延帝万歳、

国郡安穩、四海太平、当所豊饒、先願大旦那大蔵右馬助久種、名

又次郎種信、子孫繁昌者也、

勸進人教幸泉大徳・重義大徳

小工三人

奉建立造宮、宝珠山窟大宝寺宝殿一字事、

豈文明十戊戌年暮春上旬初三日、上棟畢、

大願主院主釈氏重俊 敬白

大工源氏四郎左右門宗吉

この史料は、上座郡に鎮座する岩屋神社（福岡県東峰村）に残され

た棟札の写である。これは、文明一〇年に、領主大蔵右馬助久種と名

又次郎種信を檀那として、大宝寺の宝殿を建てる上で、その基本構造

が完成したことを示す「上棟」が行われていることを記している。こ

こに見える大蔵右馬助久種と名又次郎種信は秋月氏と同族の大蔵を姓

とし、名に秋月氏一族の通字である「種」の字を用いていることから、

この二名はいずれも秋月氏であり、種朝と同族であると考えてよい。

おそらく久種と種信は親子関係にあったと推測される。

前章では種朝が大龍寺を建立して寺領を寄進し、かつ領内の寺院を

大龍寺の末寺とするなど、領内の寺院を積極的に保護していたことを明らかにした。しかし、この【史料7】では大宝寺宝殿の建立に種朝が関与した形跡がなく、あくまで秋月久種・種信を檀那として宝殿が建てられたと考えてよい。すなわち、この事例からも秋月氏一族による独自の活動を見出すことができる。

本章では、秋月弘種を改めて見ていくとともに、久種と種信の存在を見出してきたが、これらの人物は秋月氏の中でどういった位置づけにあったのだろうか、秋月氏に関する系図を見ていきたい。同氏の系図については、『統群書類従』²⁹をはじめとして、『系図纂要』³⁰、東京大学史料編纂所『美濃国諸家系譜』の中に秋月氏の系譜を記した系図が存在する。これらの系図から、本稿で考察の対象としている種朝周辺の系図を抽出すると以下ようになる。

(前略)―種氏―種照―種朝―種時―種方―種実―種長

種朝周辺の系図の記述は『統群書類従』・『系図纂要』・『美濃国諸家系譜』のいずれも共通しており、これまでの考察で登場した種弘・種久・種信三人の存在について記したものは見られなかった。従って、文明年間において種弘・種久・種信の活動が見られたことは確かであるものの、系図の中で三者の存在を位置づけていくことは困難であると考えてよい。

以上のように、文明年間における秋月氏は、種朝以外の一族が独自の活動を展開する状況にあることわかる。おそらく、当時の秋月氏は当主とされる種朝のもとに権力が結集していなかった可能性が高い。そのため種朝は前章でも述べたように、大龍寺建立に伴って【史料1】

にあるように、一族の意思を結集させ、かつ秋月氏当主としての権威を示す必要があったと考えられる。

そうなると、これまで見た文明年間における大龍寺創建と禪宗との交流は、単なる文化的活動の枠を越えて、種朝の秋月氏当主としての権力を誇示する一つ的手段として捉えることも可能であろう。

2 秋月氏の所領分布の状況

前節では、文明年間における種朝の文化的活動が一族を統制することを目的とするものであったことを指摘した。そうなると、文明年間における種朝の文化的活動が果たして効果があったのか様々な視点から確認する必要がある。そこで本節では、その効果を秋月氏の所領分布の面から明らかにしていきたい。

第一章では、種朝が上座・下座・夜須の三郡の所領を大龍寺に寄進して三郡の領主としての存在を誇示するとともに、子の種時も寄進地の寺領を安堵していたことを明らかにした。しかし、これら三郡を秋月氏がどのようにして支配していたのか、史料から見出すことは難しい。

ただ、前節で見た秋月種久・種信父子が上座郡にある大宝寺宝殿を独自に建立していた事例を踏まえると、種久・種信父子は上座郡内の所領を独自に支配するとともに、当主種朝の権力も種久・種信の領域にまで及んでいなかった可能性が見出せる。

こうした所領を通じた秋月氏当主と一族との関係は、隣国の筑後において見出すことができる。

旧稿で筆者は、南北朝期において秋月氏の一族が筑後国の中でも筑後川南岸域に所領を形成しており、種朝が活動した文明年間の約二〇年後にあたる一六世紀初めでも筑後にも所領を形成していたことを指摘した³¹。特に一六世紀初め頃における筑後の所領を記した史料については、旧稿で既に考察したが、本稿でも改めて掲載して考察の対象としていきたい³²。

【史料8】

(大友義長)

(花押)

筑後国之内草野中務少輔本新望之知事、山本郡并莊一円、竹野東郷伍拾肆町、竹野西郷之内綾野七ヶ名、三井郡之内北野式百伍拾丁、同郡之内下阿志岐肆拾丁、同郡石崎拾貳町、大城八拾町、三瀧郡内白口拾貳町、草野本名之内枝光陸町、高野拾八町、竹野郡内三明寺三拾町、禪院九町三段、隈大力拾六町、竹野郡末吉三町、平三町、秋月持留知之内、以前判形之前櫛原八拾町并大隈六町、野中陸町、国府六町、今亦秋月持留之内会利八拾町除之残分一円事、為本河百伍拾町代所充行之者也、仍状如件、

文龜二年三月三日

この文書は、大友氏の家督を継承した大友義長が文龜二年（一五〇二）、草野氏に対して所領を安堵したことを示したものである。ここでは、特に「秋月持留知之内、以前判形之内櫛原八拾町并大隈六町、野中陸町、国府六町、今亦秋月持留之内、会利八拾町除之残分一円事、為本河百伍拾町代所充行之者也」という記述に注目したい。ここから

秋月氏は、筑前南部三郡のほかには筑後国の筑後川北岸・南岸地域にも所領を形成していたことがわかる。こうした筑後における秋月氏の所領を、大友義長が筑後山本郡の領主草野氏の所領として認めていることも読み取れる。

【史料8】では、会利（久留米市）八〇町を除く一円を宛行っているが、次に挙げる享祿五年（一五三二）七月二十六日付大友氏奉行人連署奉書にも会利に関係する記述があるので見ていこう³³。

【史料9】

筑後国三原郡之内、秋月伊予守跡之内古飯拾六町分、竹野郡之内同人跡恵利之内犬丸名五町、晩田名五町、至親永被宛行訖、任御判之旨、知行肝要之由、依仰執達如件、

享祿五年七月廿六日

伊賀守（本庄親忠）（花押）

左衛門大夫（山内長徳）（花押）

和泉守（山北親忠）（花押）

大和守（山内親忠）（花押）

前伊賀守（山内親忠）（花押）

丹後守（大由親忠）（花押）

草野長門守

この文書では、「筑後三原郡之内、秋月伊予守跡之内、古飯拾六町分、竹野郡之内同人跡恵利之内、犬丸名五町、隼人名四町分之事、至親永被宛行訖」という記述が見える。これに関して、旧稿では大友氏が【史料8】の中で宛行の対象とされなかった会利（恵利）の地が草野親永への宛行の対象となっていると、筑後川北岸に位置する古飯（小郡市）も没収地として草野氏に与えたことを指摘した³⁴。

【史料9】に見える古飯・会利では、所有者として「秋月伊予守」の存在が確認できる。秋月氏の官途が代々中務大輔であることを踏まえると、「秋月伊予守」は一六世紀前半における秋月氏当主である種時・種方と別人物であると考えてよい。同時に筑後における秋月氏の所領は、当主種時が所有するものと「秋月伊予守」が所有するものの二種類が存在していたと判断することができる。この「秋月伊予守」も種時と近い系統に当たる人物であると思われるが、やはり先述した系図類からその位置づけを確認することはできなかった。

旧稿では、筑後における秋月領の形成について、秋月氏の拠点ともいえる筑前南部三郡が平野の少ない地形であり、多くの収穫が見込める筑後川流域の所領は、秋月氏の勢力を維持する上でも必要不可欠な土地であったことを指摘した³⁵。

これに加えて、本稿の考察から、一五世紀後半から一六世紀初めにかけて、秋月氏一族の活動は、所領の面にも及んでいた可能性を見出すことができる。

そうになると、文明年間において秋月種朝が文化的活動を通じて一族の活動に規制を加えようとしたが、一族の所領が隣国にも存在しており、かつ、この所領が秋月氏当主の所領と別枠のものとして扱われていたことを踏まえると、秋月氏当主が一族の活動を規制することは容易ではなかったと推測される。

おわりに

以上、本稿では秋月種朝の文化受容について考察した。

その結果、種朝は大龍寺を保護して領内寺院の再編成を進めるとともに、漢詩を通じて禅宗僧と交流していたことがわかった。こうした活動の背景には、文明年間において秋月一族が各個に活動する傾向があり、この状況を是正するため、秋月氏当主である種朝の権力を誇示して、一族を結集させるねらいがあったと考えられる。しかし、秋月氏の所領の分布状況から、当主による一族の統制は難しかったと推測される。

この指摘を踏まえると、秋月氏による文化受容は、一族を統制するまでには至らなかったが、違った効果があったのではないかと筆者は考えている。

例えば、一六世紀の天文（一五三二～一五五五）・弘治年間（一五五五～一五五八）の当主で、種朝の孫にあたる種方（文種・文衆）は、大内氏・大友氏との間で起こった天文初めの抗争を収束させるべく、本拠地秋月に両氏の代表を集めて協議を斡旋して和睦を成立させている。その行動を足がかりに種方は、室町幕府に御供衆と幕府奉公衆の五番の番方の家格の地位を求めると³⁶、種方と京都との関係が見られる。

また、文化的側面について見ていくと、一六世紀に秋月氏一族である「秋月伊予守」が大宰府の天満宮安楽寺で開かれた大内氏主催の連歌会に参加して、歌を披露している³⁷。元龜（一五七〇～一五七三）・

天正年間（一五七三～一五九三）には秋月領内におけるキリスト教の布教を認めるなど、外部からの文化受容に寛容であった様子が窺える³⁸。

以上の事例を踏まえると、種朝の文化的活動は、一族を統制するまでには至らなかったが、秋月氏当主に京都との関係を志向させるとも、外部からの文化受容を積極的に進めるなどの効果があったのではないかと筆者は推測する。

さらに筆者は、本稿で文明年間における秋月氏の文化受容の効果が戦国期のみならず、近世にまで及ぶのではないかと考えている。

秋月氏は豊臣秀吉の九州征伐後、筑前から日向高鍋に移封となる。その後、関ヶ原の戦いの戦功により筑前に入部した黒田長政は、元和九年（一六二三）に三男長興に五万石を分地している。分地を受けた長興は、秋月城を藩庁とする城下町を形成しているが、この秋月城の付近に大龍寺の跡地が存在している。このことを踏まえると、文明年間における秋月種朝による大龍寺の建立とその保護は、現在につながる近世城下町秋月を形成する一つの要因になったと推測される。

しかし、こうした考え定着させるためには、未だその根拠に乏しい部分が多い。これに関しては、今後、新たな史料を博索するとともに、特に京都との関係を求めた理由を考察していく必要がある。

本稿では秋月氏が文化的活動を通じて、一族を統制しようとしていたことを指摘したが、国人領主の当主と一族・家臣との関係性については秋月氏に限らず、各地域の国人領主が抱える重要な問題であったと思われる。

一般的に国人領主層の内部では鎌倉後期から南北朝期にかけて、所領を子息に分けて相続させる分割相続から、当主が嫡男に所領をはじめとして全ての権限を相続させる嫡子単独相続に移行し、この変化をきっかけに南北朝期では、当主の家督を巡って家が分かれて相争う事態になったとされている。

しかし、家督をめぐる争いは、九州の場合、室町幕府の介入などにより南北朝内乱の終結後も各地で続き、地域紛争の大きな要因となっている³⁹。これが室町幕府の地方支配を揺るがし、かつ戦国期の争乱を引き起こすきっかけとなっている。特に国人領主の場合では、一族が敵対勢力に味方することによって、地域紛争が深刻化する事態が生じている⁴⁰。

そのため、今後の課題としては、国人領主の当主がその権力を盤石なものにするため、具体的にどういった活動に取り組んでいたのか、他の領主に事例を求めて検討する必要がある。

註

- 1 黒田基樹『戦国期東国の大名と国衆』（岩田書院 二〇〇一年）。
- 2 代表的なものとしては黒田基樹『増補改訂戦国大名と外様国衆』（戎光祥出版 二〇一五年 初版は一九九七年に文献出版から刊行）、荒川善夫『戦国期東国の権力構造』（岩田書院 二〇〇二年）などが挙げられる。
- 3 室町・戦国期の九州における国人領主に関しては、近年、山田貴司「九州の国人領主」（大庭康時・佐伯弘次・坪根伸也編『九州の中世Ⅱ 武士

の拠点鎌倉・室町時代』高志書院 二〇二〇年)において、総括がなされている。

4 平瀬直樹『大内氏の領国支配と宗教』(塙書房 二〇一七年)。

5 川添昭二「永正期前後の九州文芸の展開」(同氏著『中世九州の政治・文化史』海鳥社 二〇〇三年)。

6 有川宜博「第四編 中世」(『甘木市史 上巻』甘木市史編さん委員会 一九八二年)、同「秋・月・時雨・煙のこと」『筑紫道記』と秋月氏」(『北九州市立自然史・歴史博物館研究報告 B類歴史』七 二〇一〇年)。

7 岡寺良「戦国期秋月氏の城館構成―福岡県朝倉市・杷木地域を事例に―」(初出は『城館史料学』四号 二〇〇六年、後に同氏著『戦国期北部九州の城郭構造』吉川弘文館 二〇二〇年に再録)。

8 拙稿「筑前秋月氏の基礎的研究―大内氏・大友氏の間係を中心に―」(『七隈史学』二二 二〇二〇年)、同「秋月種実考―秋月種実発給文書の分析―」(『戦国史研究』八〇 二〇二〇年)。

9 有川氏前掲注(6)『甘木市史』 四七七〜七八頁。

10 有川氏前掲注(6)『甘木市史』 四七七〜七八頁。

11 「大倉氏採集文書」文明一八年二月二八日 大龍寺法度、「同」文明一八年二月二八日 秋月種朝寄進状(『大日本史料』八編之一九)。

12 「大倉氏採集文書」文明一八年二月二八日 秋月種朝寄進状(『大日本史料』八編之一九)。

13 「大倉氏採集文書」永正七年三月二二日 秋月種時安堵状(『大日本史料』九編之二)。

14 「大倉氏採集文書」文明一八年二月二八日 秋月種朝書下(『大日本史料』八編之一九)。

15 拙稿前掲注(8)論文 「筑前秋月氏の基礎的研究」一四二頁。

16 拙稿前掲注(8)論文 「筑前秋月氏の基礎的研究」を参照。

17 「筑前統風土記附録卷之二十二」嘉麻郡下 上臼井村(加藤一純・鷹取周成・川添昭二・福岡古文書を読む会編『筑前統風土記附録』中巻 文献出版 一九七八年)。

18 「慶琳」項(『禅学大辞典』上巻 大修館書店 一九七八年)。

19 「黙雲藁」(上村観光編『五山文学全集』巻五 思文閣出版 一九七三年) 一一五九頁。

20 「天隠龍澤」項(玉村竹二編『五山禅僧伝記集成 新装版』思文閣出版 二〇〇三年)。

21 「鳥隠集 上」(『統群書類従巻二二上』六五〇頁)。

22 「鳥隠集 上」では、筑前宗像の禅僧である前碧海天や、筑後下津郡河崎の有力農民であると思われる「詫間田珠光」とよばれる人物と交流していた形跡が見られる。

23 筆者の知る限りでは、大永三年(一五三三)における遣明船派遣の際、派遣される船が日向南部の港油津で建造されることになり、細川氏が派遣する船の正使となった相国寺の禅僧鸞岡瑞佐(らんくわすい)と師の玉淵瑞果(ぎんねすい)が日向国内を遊覧した事例が見える。ここでは、永正一七年(一五二〇)、和泉堺を出発した瑞果と瑞佐が土佐国から日向国に至り、同国内の寺院を巡る間に多くの漢詩を残している様子が「日下一木集」(『統群書類従第一三輯上』)で記されている。なお、この事例については、福島金治「室町期

の日向国の社会と文化」〔宮崎県史 通史編 中世〕第三章第六節 宮崎県 一九九八年）において、その詳細が記されている。

- 24 伊藤幸司『中世日本の外交と禪宗』（吉川弘文館 二〇〇二年）。
- 25 川添氏前掲注（5）論文。
- 26 有川氏前掲注（6）論文「秋・月・時雨・煙のこと」五三頁、「正任記」文明一〇年七月一日条、八月一日条（『山口県史 史料編中世1』）。
- 27 有川氏前掲注（6）論文「秋・月・時雨・煙のこと」五三頁。
- 28 「岩屋神社来歴略記」（『大日本史料八之一』）二二三～二四頁。
- 29 「秋月系図」（『続群書類従第七輯下』一九二三年 群書類従完成会）。
- 30 「大藏朝臣姓秋月系図」（『系図纂要卷二二』名著出版 一九九七年）。
- 31 前掲注（8）論文 「筑前秋月氏の基礎的研究」一四三～一四四頁。
- 32 「草野文書」二七号 文亀二年三月三日 大友義長宛行状（『久留米市史 第七卷 資料編古代・中世』）。
- 33 「草野文書」四八号 享禄五年七月二六日 大友氏奉行人連署奉書（『久留米市史 第七卷』）。
- 34 前掲注（8）論文 「筑前秋月氏の基礎的研究」一四三頁。
- 35 前掲注（8）論文 「筑前秋月氏の基礎的研究」一四四頁。
- 36 これに関しては、前掲注（8）論文 「筑前秋月氏の基礎的研究」を参照。
- 37 「小鳥居文書」天文四年一〇月七日 大宰府天満宮月次連歌結番（『大宰府・太宰府天満宮史料 卷一四』）四〇三～四〇四頁。
- 38 柳谷武夫編輯・村上直次郎翻訳『イエズス会士日本通信 下巻』（異国叢書 一九六九年）、二二七・二二八～二二三、二四一頁。

39 筆者の知る限りでは、室町期に肥後菊池氏の内部で兼朝と持朝との間で家督をめぐる争いがおこり、（木村忠夫「大友氏の肥後支配」〔熊本史学〕四二号 一九七三年）、肥前千葉氏の内部でも少弐氏によって擁立された千葉胤資と、大内氏によって支援された千葉興常の間で家督をめぐる争いが起こっている（大塚俊司「戦国期における肥前千葉氏の分裂・抗争—文明年間を中心に—」〔佐賀大学地域学歴史文化センター研究紀要〕六号 二〇一二年）。大友氏の内部でも一五世紀初めに大友親著・親繁父子と従伯父持直の間で、一五世紀末には大友政親と子義右の間で争いが起こり（外山幹夫「大名領国形成過程の研究」雄山閣 一九八三年）、島津氏の内部でも当主の地域をめぐる争いが起こる（大友家との間で争いが起こるなど（新名一仁「島津貴久」中世武士選書三七 戎光祥出版 二〇一七年）、九州のほとんどの地域権力では当主の地位をめぐる争いの中で争いが起こっている。

40 筆者の知る限りでは、筑後草野氏の中で大友氏に味方する当主親永に対して、大内氏に味方していると思われる興秀が反抗したことを示す文書が存在する（『草野文書』三七号（年未詳）五月二九日 大友義長宛行状『久留米市史 第七卷』）。

（なかむら ともひろ・筑紫女学園高等学校 教諭）